

平成29年度田村市認可保育所整備事業者募集に係る質問事項に対する回答【追加分】

No.	質問内容	回答
18	○敷地設定について 陽当りと通風を考慮した敷地設定の変更は可能か。	今回保育所を整備いただく場所は都市公園内であり、都市公園エリアの分断により機能を低下させることがないように敷地の設定をしました。多少の形状の変更は認められますが、基本的には市が提示した敷地での計画をお願いします。
19	○園庭・駐車場について 園庭の都市公園広場と送迎用駐車場はどこを想定すれば良いか。	園庭については園舎の東側、駐車場については園庭の北側を予定しています。なお、募集要項に記載のとおり、都市公園広場及び公園駐車場との併用となります。
20	○保育理念について 田村市の保育理念・方針等は。	田村市の保育理念・方針等は下記のとおりですが、これにとらわれることなく事業者側で設定いただいて構いません。 <保育方針> 『子どもの伸びゆく可能性と未来をつくり出す力の基礎を育む』 <保育目標> ◎明るく元気な子ども ◎思いやりのある子ども ◎自分のことは自分でできる子ども ◎楽しく食事のできる子ども <保育理念(運営方針)> ①基本的な生活習慣を養い、一人ひとりが心身ともに健やかな子ども像を目指し保育に当たる。 ②集団生活をさせることにより、人との関わりや物事の良し悪しの判断などが身につくように社会性の育成に努める。 ③少しの困難にくじけることなく、たくましい子どもの育成を目指した保育に当たる。 ④子どもにとって望ましい環境とは...、を原点にした物事の考え方や、保育所は子育ての手伝いをしているという考え方を保護者に伝えながら、家庭との連携に努める。
21	○接道の種類について 接道義務の道路の種類と幅員は。	市道城ノ内・石田線 幅員5.8m～6.7m です。
22	○賃借料の減免について 都市公園条例に基づく賃借料は、減免の対象にならないのか。	現時点で減免の予定はありません。
23	○下水道について 下水道のマスはどこにあるのか。	現時点で公共ますは設置していません。設置位置については、市と市が決定した事業者で協議の上決定します。

No.	質問内容	回答
24	○一時保育について 一時保育室は単独で必要か。その構成と人数は。	通常の保育室との併用で構いません。対象は、市内に住所を有する就学前の児童(1歳未満児を除く)とし、定数は1日当たりおおむね5人としてください。
25	○審査項目について 審査項目の配点内訳は。	審査項目の配点は非公表とさせていただきます。
26	○設計書類について 設計図面に配置図は必要か。平面図等の縮尺は。配置図には外構工事も記入するのか。事業者負担のフェンス等の記入と見積書への記入は。	配置図は提出不要です。平面図等の縮尺の指定はありませんが、A3版に納まるものとしてください。平面図には外構工事も記入願います。フェンスの図面への記入は不要ですが、見積書へは計上願います。
27	○既存の植栽について 既存の植栽も敷地内となるのか。その場合の維持管理はどちらになるか。	事業者側で既存の植栽の場所を敷地に含めた場合、その植栽については、事業者側で維持管理をお願いします。敷地に含めない場合は、市の管理となります。
28	○参考物件について 参考とした保育園等はあるのか。	特にありません。